

令和7年度大阪支部 事業計画および予算計画(案)について



広報部鳥 けんぽん
©2018 協会けんぽ大阪支部

令和7年度 大阪支部事業計画（案）の概要

令和7年度事業計画の位置づけ

- 2024年度からスタートした第6期保険者機能強化アクションプランでは、3年間で達成すべき主な取組に加え、達成状況を評価するためのKPIを定めている。
- 本事業計画は、第6期保険者機能強化アクションプランの目標を達成できるよう、令和7年度に実施すべき取組と進捗状況を評価するためのKPIを定めるものである。

(1) 基盤的保険者機能

【主な重点施策】

●健全な財政運営

- ・支部評議会での保険料率に関する丁寧な説明および議論を実施
- ・協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に実施

●業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- ・健康保険証とマイナンバーの一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制の構築
- ・業務の標準化・効率化・簡素化の徹底及び職員の意識改革促進
- ・すべての職員の多能化を促進し、事務処理体制を強化することによる生産性の向上

●サービス水準の向上、現金給付等の適正化の推進

- ・申請の迅速な業務処理の徹底および電子申請の導入に向けた広報の実施
- ・受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上の推進
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正な実施
- ・柔道整復施術療養費等における文書照会の強化をはじめとした現金給付の適正化
- ・被扶養者資格確認リストの確実な回収による被扶養者資格の再確認の徹底
- ・レセプト内容点検の精度向上

●債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・「債権管理・回収計画」に基づいた早期回収に向けた取組の着実かつ確実な実施
- ・弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きの厳格な実施

●DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- ・オンライン資格確認等システムの周知徹底
- ・マイナンバーカードと健康保険証一体化への対応
- ・2026年1月の電子申請等の導入

（２）戦略的保険者機能

【主な重点施策】

●データ分析に基づく事業実施

- ・ 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上
- ・ 本部・大阪大学と連携している医療費分析事業を引き続き行い、共同分析等を推進
- ・ 外部有識者を活用した調査研究成果の活用
- ・ 本部主導型パイロット事業における好事例の横展開や、地域保険等と協働した事業（地域・職域連携）を活用した健康意識の啓発等の実施

●保健事業の一層の推進

- ・ 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を実施
- ・ 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備

●特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・ 受診機会の拡充を図るとともに、重点的かつ優先的な事業所や対象者を選定した効果的・効率的な受診勧奨を実施
- ・ 生活習慣病予防健診の自己負担の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等も踏まえ「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進
- ・ 令和８年度以降の健診改正を見据えた新規契約機関の戦略的な開拓の推進および受診動機調査の実施
- ・ 外部委託機関の管理強化と関係団体との連携による提供スキームの構築、及び外部委託による事業者健診データ取得の促進
- ・ 大阪府・大阪労働局と連携した効果的な事業者健診データ取得の促進
- ・ 健康宣言事業所や業界団体への積極的な介入を通じた健診データ取得から保健指導までの一体的な事業の推進

●特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・ 標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底
- ・ 外部委託の更なる推進、健診当日の初回面談の実施及び特定保健指導の早期実施に向けた健診当日の働きかけの拡充
- ・ 主要達成目標である「腹囲２センチかつ体重２キロ減」をはじめとした成果を重視した特定保健指導の推進
- ・ 特定保健指導の成果の見える化とICTを組み合わせた特定保健指導の推進

●重症化予防対策の推進

- ・ 健診当日や健診結果提供日における効果的な受診勧奨の推進
- ・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨の徹底
- ・ 特定保健指導の機会を活用した、早期受診の周知徹底
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、大阪府医師会と連携した取組の推進

●コラボヘルスの推進

- ・健康宣言事業所数の拡大及び健康づくりをサポートするためのコンテンツの充実
- ・保健師・管理栄養士の定期的な訪問による健康づくりの動機づけや評価を行う等の支援の拡充
- ・健康課題に着目した実効性のある健康対策の推進
- ・健康づくりに関心を持つ事業主や事業所の取り組みを継続支援する「まいど！健康サポート事業」の推進

●医療資源の適正使用

- ・データ分析に基づき地域の実情に応じたジェネリック医薬品の一層の使用促進
- ・2024年度パイロット事業を横展開したバイオシミラー（バイオ後続品）使用促進
- ・上手な医療のかかり方、セルフメディケーション、リフィル処方箋の仕組み、ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等の加入者への周知・啓発

●地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

- ・医療計画及び医療費適正化計画に係る他の保険者等とも連携した積極的な意見発信
- ・医療提供体制等に係る地域医療構想調整会議等におけるデータ等を活用したエビデンスに基づく効果的な意見発信

●インセンティブ制度の実施及び検証

- ・重点的取組事業の明確化及び加入者・事業主へ向けた周知広報の実施

●広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- ・加入者・事業主目線で、地域・職域特性を踏まえた訴求力の高い広報を、多様な広報媒体や手法を組み合わせ実施
- ・地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信
- ・SNS（LINE）による情報発信
- ・「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進
- ・健康保険委員の活動の活性化に向けた研修会や広報誌等を通じた情報提供

(3) 組織・運営体制の強化

【主な重点施策】

● 人事制度の適正な運用

● 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

- ・ 研修の体系や内容等の見直しによる更なる保険者機能の発揮に必要な能力を兼ね揃えた人材の育成

● 働き方改革の推進・風通しのよい組織づくり

- ・ 健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革の推進
- ・ 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の推進
- ・ 職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりの積極的な取組を実施し、課題の把握力及び解決力を強化

● 支部業績評価を通じた支部の取組の向上

● 内部統制の強化・個人情報の保護の徹底・法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底

- ・ リスクの発生を未然に防止するための取組の拡充
- ・ eラーニング等を活用した内部統制やリスク管理に係る意識啓発

● 災害への対応

- ・ 定期的に緊急時の連絡体制等を確認、訓練を実施

● 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を実施
- ・ 一者応札案件数の減少につながる施策の実施
- ・ 調達における競争性、透明性の確保

令和7年度 大阪支部K P Iについて

令和7年度 大阪支部 KPI一覧

基盤的保険者機能関係
 戦略的保険者機能関係
 組織・運営体制関係

KPI設定項目	令和7年度	令和6年度	
		支部KPI	支部実績(直近)
サービススタンダードの達成状況	100%	100.0%	100% (R6.11月末時点)
サービススタンダードの平均所要日数	7日以内を維持	設定なし	6.08日 (R6.10月末時点)
現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率	対前年度以下	設定なし	2.4% (R6.11月末時点)
協会けんぽのレセプト点検の査定率	対前年度以上	0.241%以上	0.135% (R6.10月末時点)
協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額	対前年度以上	14,743円以上	14,177円 (R6.10月末時点)
返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率	対前年度以上	56.98%以上	47.9% (R6.10月末時点)
生活習慣病予防健診受診率	57.4%	54.9% 以上	20.5% (R6.8月末時点データ登録分)
事業者健診データ取得率	9.1%	9.1% 以上	1% (R6.9月末時点データ登録分)
被扶養者の特定健診受診率	29.2%	28.3% 以上	7% (R6.7月末時点データ登録分)
被保険者の特定保健指導の実施率	17.6%	15.5% 以上	7.7% (R6.9月末時点データ登録分)
被扶養者の特定保健指導の実施率	20.2%	18.0% 以上	6.7% (R6.9月末時点データ登録分)
血圧、血糖、脂質の未治療者において 健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合	対前年度以上	31.7%以上	—
健康宣言事業所数	5,200事業所以上	4,970事業所以上	4,995事業所 (R6.11月末時点)
ジェネリック医薬品使用割合	対前年度末以上	81.20%	82.6% (R6.7月分レセプト)
バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者の働きかけ	実施	設定なし	実施
全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	49.2%	48.7% 以上	47.4% (R6.11月末時点)
SNS(LINE公式アカウント)を運用し、毎月情報発信	実施	設定なし	実施
健康保険委員の委嘱事業所数	対前年度以上	18,392事業所	20,907事業所 (R6.11月末時点)
一般競争入札に占める一者応札案件の割合	15.0% 以下	15.0% 以下	10.53% (R6.11月末時点)

令和7年度 大阪支部事業計画（案）について

令和7年度 大阪支部事業計画(案)

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の盤石化	○ 健全な財政運営 ・ 中長期的な視点による健全な財政運用に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 【重要度：高】 協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。 ○ 業務改革の実践と業務品質の向上 ① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ・ 健康保険証とマイナンバーの一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。 ・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。 ・ 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理について職員の意識改革を促進する。

- ・ 迅速な給付金の支払いのため自動審査率の向上を目指し、申請書返戻率の削減など事務処理の効率化を図る。

【困難度：高】

業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めており、業務改革の取組みが一定程度浸透しているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。

② サービス水準の向上

- ・ すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から 2026 年 1 月に導入される電子申請に関し、加入者や事業主が安心して利用できるよう、事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。
- ・ 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての確に対応する。
- ・ 「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し 100%達成に努めている。現金給費の申請件数が年々増加しているなか、令和 5 年 1 月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数 7 日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならない、困難度が高い。

■ KPI：1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする

- 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。
- 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。

③ 現金給付等の適正化の推進

- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルに基づき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。
- ・ 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。
- ・ 海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- ・ 柔道整復施術療養費について、データ分析ツール等を活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者や施術者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。
- ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・ 被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。

④ レセプト内容点検の精度向上

- ・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。
- ・ 毎月の自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。

- ・勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。
- ・システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

■ KPI：1）協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする

（※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額

2）協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実に実施する。
- ・保険者間調整を積極的に活用することや、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続き（支払督促・強制執行）を厳格に実施することにより、債権回収率の向上を図る。
- ・債権の適切な管理、回収率の向上を目的として、債権管理回収事務に係る勉強会を定期的を実施する。
- ・オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期に届出が行われるように、日本年金機構と連携した周知広報を実施する。また、医療機関等を通じて加入者に対する保険証・資格確認書の適正使用を啓発することにより、返納金債権の発生防止に取り組む。

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

i) オンライン資格確認等システムの周知徹底

- ・医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。
特に、2023（令和5）年1月より運用が開始された「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。
- ・マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。
- ・マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施する。

ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

- ・2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。
特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。

iii) 電子申請等の導入

- ・加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月に電子申請等を導入予定であり、加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。

令和7年度 大阪支部事業計画(案)

	【重要度：高】 2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により令和7年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。 【困難度：高】 経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	○ データ分析に基づく事業実施 ① 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 ・本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、地域・年齢・病態・診療行為等の多角的な視点で大阪支部医療費の特徴や課題を分析・評価する。 ・令和6年度より実施している本部・大阪大学と連携している医療費分析事業を引き続き行い、有識者からの助言の活用や共同分析等を推進する。 【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。 ② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用

- ・協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究を実施する。外部有識者が行う調査研究の円滑な実施のため、研究への助言等を行う。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

外部有識者の研究成果について、協会の事業へ適切に反映させるためには、統計・データ分析・医療・保健等に関する外部有識者との専門的な議論や、進捗確認・研究への助言を行う必要もあることから困難度が高い。

③ 好事例の横展開

i) 本部主導型パイロット事業

- ・R6 年度に大阪支部で実施した本部主導型パイロット事業において、引き続き効果的な手法や蓄積した分析手法に関するノウハウを取り入れるとともに、他支部の好事例を積極的に情報共有し、大阪支部の事業に反映させることを検討する。

ii) 地域保険等と協働した事業（地域・職域連携）の推進

- ・職域保険である協会けんぽと大阪府や大阪府下各市が協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全体の健康向上を目指す。

【重要度：高】

医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

また、国民健康保険中央会等と協働し実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、被用者保険と地域保険が連携した生活習慣病予防・健康づくりの取組、ひいては地域住民全体の健康度の向上に向けた施策の推進に寄与するものであり重要度が高い

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等にあたって、外部有識者の助言を適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。加えて、各支部においては、これまでも地域の特性を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、プロジェクト対象3支部においては、保険料率が高い水準に留まっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。

更に、国民健康保険中央会等と協働して実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、地域保険の運営等を担う多くの関係機関（国民健康保険中央会、都道府県国民健康保険団体連合会、モデル市町村、都道府県等）と調整等を図りながら進める必要があり、困難度が高い。

○ 健康づくり

① 保健事業の一層の推進

i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組

- ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、大阪支部の第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。

ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備

- ・支部保健師と契約保健師・管理栄養士間の関係性の強化を図り、専門性が発揮される場の拡充を図る。
- ・地域別研修等を通じて、保健師・管理栄養士等の資質の向上やデータヘルス計画の企画立案評価、関係機関との連携を担う支部保健師の育成を図る。
- ・各地域職域連携会議等への参画を通じ、地域と職域の連続した健康づくりの推進を目指す。(SDGs)

② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

■ 被保険者

i) 生活習慣病予防健診

- ・自己負担軽減・付加健診の対象年齢拡大の積極的な周知と戦略的な訪問勧奨を展開する。
- ・商工会議所・商工会への生活習慣病予防健診制度利用促進のための勧奨訪問を行う。
- ・令和8年度健診改正を見据えた新規契約機関の戦略的な開拓を推進する。
- ・健康宣言事業所への事業者健診データ提供も含めた積極的な介入を進める。
- ・業種や規模等を選定し、重点的かつ優先的な働きかけによる受診勧奨を強化する。
- ・健診機関の実績評価を踏まえたアプローチや健診推進経費を活用した取組を強化する。
- ・健診機関の少ない地域や被保険者50人未満の中小規模事業所の未受診者を対象とした集団健診を実施する。
- ・乳がん・子宮頸がん検診の対象者への効果的な受診啓発及び受診勧奨を強化する。
- ・新規適用、生活習慣病予防健診を利用していない事業所等への文書と電話勧奨を強化する。

ii) 事業者健診データ

- ・外部委託機関の管理強化と関係団体との連携による提供スキームを構築する。
- ・外部委託による事業者健診データ取得及び提供依頼書取得を促進する。
- ・大阪府・大阪労働局との3者連名による勧奨通知を活用した効果的な受診勧奨を行う。
- ・運輸団体と連携した事業者健診データ取得のスキーム運用と保健指導までの一体的な事業を推進する。

■ 被扶養者

iii) 特定健康診査

- ・令和9年度からの健診内容拡充を見据えた加入者・健診機関へのアンケートによる受診動機等の調査を行う。
- ・協会主催による会場やエリアの選定など、充実した集団健診の提供を図る。
- ・自治体との連携による特定健診とがん検診の同時実施を推進する。
- ・自治体との連携による特定健診・がん検診未受診者への勧奨を強化する。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：1,380,206人）

- ・ 生活習慣病予防健診 実施率 57.4%（実施見込者数：792,238人）
- ・ 事業者健診データ 取得率 9.1%（取得見込者数：125,599人）

■ 被扶養者（実施対象者数：378,407人）

- ・ 特定健康診査 実施率 29.2%（実施見込者数：110,495人）

■ KPI：1）生活習慣病予防健診実施率を57.4%以上とする

2）事業者健診データ取得率を9.1%以上とする

3）被扶養者の特定健診実施率を29.2%以上とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上

i) 特定保健指導実施率の向上

■ 被保険者

- ・ 委託と直営分の担当エリアの再調整や標準モデルに沿った運用の励行により、特定保健指導利用案内率の向上を目指す。
- ・ 本部が作成する事例集等を活用し、実施率への影響が大きい規模・業態の事業所等に重きを置いた利用勧奨を実施する。
- ・ 健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。
- ・ 健診当日の外部委託による遠隔保健指導（健診施設内）を推進する。
- ・ 特定保健指導実施場所や遠隔面談などの手法を拡充し、利便性の向上を図る。

■ 被扶養者

- ・ 集団健診において健診機関での健診当日の実施をより一層推進する。

- ・大阪府と連携した特定保健指導対象者（被扶養者）に対する調査・分析結果を踏まえた効果的な手法を検討する。
- ii) 特定保健指導の質の向上
 - ・「腹囲2センチかつ体重2キロ減」の評価体系の見直しに基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。
 - ・健診機関保健指導者と直営保健指導者が会する勉強会や研修会を開催する。
 - ・事例検討プログラム（看護協会）の反復実施により、直営保健師等のアセスメント力等の強化を図る。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数：178,060人）

- ・ 特定保健指導 実施率 17.6%（実施見込者数：31,339人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：9,502人）

- ・ 特定保健指導 実施率 20.2%（実施見込者数：1,919人）

■ KPI：1）被保険者の特定保健指導実施率を17.6%以上とする

2）被扶養者の特定保健指導実施率を20.2%以上とする

④ 重症化予防対策の推進

- ・ 健診機関での健診当日や健診結果送付時において治療が必要な方への受診勧奨（〇次勧奨）を推進する。
- ・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。
- ・ 未治療者に対して特定保健指導の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。
- ・ 大阪府医師会と連携した治療中の糖尿病性腎症患者の重症化を防ぐための取組みを進める。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のＱＯＬの向上を図る観点から重要度が高い。

- KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする

（※）令和7年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

⑤ コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、宣言事業所をサポートするためのコンテンツ等の充実を図る。
- ・ 保健師・管理栄養士が定期的に事業所を訪問し、幅広いアセスメントから事業所の潜在的な健康課題を明確にし、健康づくりの取組を実践するための動機づけや評価を行う等の支援を実施する。
- ・ 健康宣言でたばこ対策を選択した事業所に対する禁煙支援を行う。（外部委託予定）
- ・ 女性の多い事業所を対象に健康セミナーや健康相談など女性の健康づくりサポート事業を実施する。
- ・ まいど！健康サポート事業により、従業員の健康づくりに関心を持つ事業主や事業所の取組みを継続支援する。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（ＴＨＰ指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を 5,200 事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

○ 医療費適正化

① 医療資源の適正使用

i) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・加入者にジェネリック医薬品について正確にご理解いただけるよう、広報等に取り組むとともに、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、一層の使用促進に取り組む。

ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

- ・本部主導で実施した令和6年度パイロット事業の取組結果をもとに、効果検証を行い、事業の横展開を図る。また、より効果的な手法を確立すべく、引き続き府下医療機関の状況の確認を行い、効果的な事業実施につなげる。

iii) 上手な医療のかかり方

- ・医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や加入者への周知・啓発を図る。
- ・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診、はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。
- ・ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）対策として、多剤服用者を対象とした正しい薬の飲み方などの通知作業を実施し、医療費適正化につなげる。

【重要度：高】

国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和11年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。

【困難度：高】

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

- KPI：1）ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度末以上とする
（※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする
- 2）バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。

② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

i）医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、大阪府の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。

ii）医療提供体制等に係る意見発信

- ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくり医療費適正化に関する大阪府の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

【重要度：高】

効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

③インセンティブ制度の実施及び検証

- ・ 5つの指標から強化が必要な事業を明確にし、重点的に取り組む。
- ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。

○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- ・ 医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要であるため、以下の取組を行う。
 - ①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する
 - ②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する
 - ③地域・職域特性を踏まえ、連携して広報を実施する
 - ④評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく
- ・ 協会の象徴的位置づけであった健康保険証が新規には発行されなくなることから、より一層「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的割合の理解促進に取り組む。
- ・ 地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けられることができる媒体であるSNS（LINE）、メールマガジンの活用に取り組む。
- ・ 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。

- KPI：1）全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を49.2%以上とする
- 2）SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う
- 3）健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

I) 人事・組織

①人事制度の適正な運用

- ・目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。

②更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

- ・保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、本部が実施する役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修に職員を参加させることで組織基盤の底上げを図る。

③働き方改革の推進

- ・協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。
- ・具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。
- ・また、法律に基づき協会本部が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。

④風通しのよい組織づくり

- ・協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。

⑤支部業績評価を通じた支部の取組の向上

- ・支部業績評価の評価結果から他支部との比較を通じて、強化が必要な事業を明確にし、取組の底上げを図る。

II) 内部統制等

①内部統制の強化

- ・階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。

②個人情報の保護の徹底

- ・保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。
- ・個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。

③法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底

- ・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。
- ・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。

④災害等の対応

- ・大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練を実施する。

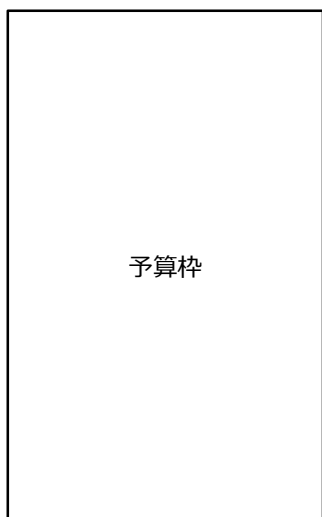
⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。
- ・調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。
- ・更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。
- ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする

令和7年度 大阪支部予算（案）について

基礎的業務関係予算

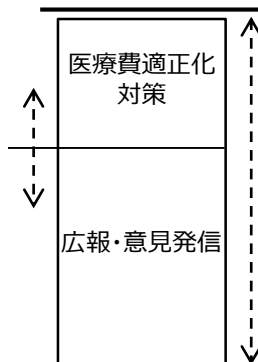


支部保険者機能強化予算

支部医療費適正化等予算

企画・サービス向上関係経費 全体予算枠（10億円程度）

分野ごとの配分は原則、支部の裁量で設定できる。



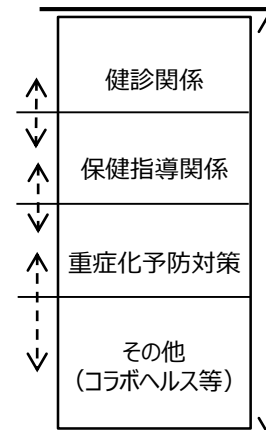
全体予算枠について、支部毎に配分。

配分方法
全体予算8億円を全支部一律に定額部分600万円を設定した上で、残りを加入者数で按分し加算し、効率化分（3%）を差し引いた額

支部保健事業予算

保健事業経費 全体予算枠（40億円程度）

分野ごとの配分は原則、支部の裁量で設定できる。



全体予算枠について、支部毎に配分。

配分方法
全体予算40億円を40歳以上の加入者数で按分した上で、効率化分（3%）を差し引いた額

令和7年度大阪支部予算枠（単位：千円）

支部医療費適正化等予算	支部保健事業予算
49,142	323,414

令和7年度 大阪支部保険者機能強化予算(案)

【医療費適正化等予算】

分野	項番	新規/ 継続	取組名	予算額（千円）
医療費適正化対策経費	1	継続	算定基礎説明会にかかる資料作成（印刷）	572
	2	継続	自治体等と連携した、医療機関、調剤薬局への情報提供	1,885
	3	継続	大阪大学と連携した医療費適正化に向けた分析事業	1,751
	4	継続	SNS等を活用した「上手な医療のかかり方」の広報	3,553
	5	新規	ヘルスリテラシー向上を目的とした広報素材の作成	2,255
	6	継続	被扶養者資格再確認業務に係る状況リスト未提出事業所への電話勧奨（外部委託）	2,624
	7	継続	被扶養者資格再確認業務に係る状況リスト未提出事業所への文書勧奨（外部委託）	968
	合計			13,608
広報・意見 発信経費	8	新規	LINEを活用した情報発信にかかる業務（外部委託）	9,460
		※	紙媒体による広報	18,590
	合計			28,050

※ 紙媒体による広報の内訳は、次ページに記載

計	41,658千円
予算枠	49,142千円

令和7年度 大阪支部保険者機能強化予算(案)

【紙媒体による広報の内訳】

分野	項番	新規/ 継続	取組名	予算額（千円）
広報・意見発信経費	1	継続	協会けんぽGUIDEBOOKの印刷・製本	6,239
	2	継続	納入告知書チラシのデザイン・作成業務	10,208
	3	新規	協会けんぽガイダンス（事業所向け）と送付書の印刷・製本および封入封緘	728
	4	継続	任意継続加入手続き案内	904
	5	継続	申請書等送付時に同封するリーフレット	319
	6	新規	医療機関窓口掲示用の保険証・資格確認書適正使用啓発ポスターの作成	192
	合計			18,590

令和7年度 大阪支部保険者機能強化予算(案)

【保健事業予算】

項番	新規/ 継続	取組名	予算額（千円）
1	継続	外部委託による事業者健診データ取得	61,754
2	継続	被保険者の生活習慣病予防健診に係る集団健診	19,493
3	継続	被扶養者の特定健診に係る集団健診	53,821
4	継続	令和8年度年次案内に同封するパンフレット等の作成	21,516
5	継続	令和8年度契約更新に係る契約書等の作成	528
6	継続	デジタルサイネージ等を活用した「受診勧奨」広報	16,159
7	継続	事業主に対する生活習慣病予防健診の利用勧奨	11,498
8	継続	乳がん・子宮頸がん検診の対象なる働く女性に対する受診勧奨	1,650
9	継続	特定健診とがん検診の未受診者に対する受診勧奨	2,640
10	継続	検診車遠隔面談	330
11	継続	健診機関早期勧奨	2,746
12	新規	特定保健指導対象者への案内勧奨前啓発文書の送付	880
13	新規	会場来場型、イベント型の特定保健指導の実施（被保険者）	515
14	継続	健診機関による受診勧奨（0次勧奨）	1,249
15	継続	健診機関による受診勧奨（0次勧奨・尿たんぱく）	1,711
16	継続	未治療者に対する受診勧奨（二次勧奨）	28,390

令和7年度 大阪支部保険者機能強化予算(案)

【保健事業予算】続き

項番	新規/ 継続	取組名	予算額（千円）
17	継続	健康宣言の振り返り事業	778
18	継続	健康宣言事業所向け健康情報誌の発行（年度内4回）	5,514
19	継続	健康宣言勧奨用リーフレット等の企画・作成	2,125
20	継続	大阪府及び大阪商工会議所との共催による経営セミナーの開催	822
21	継続	令和7年度健康講座	21,560
22	継続	健康宣言事業所専用WEBサイトの保守・運用	7,880
23	新規	健康宣言事業所企業交流会の実施	726
24	新規	スポーツジム等と連携した宣言事業所サポート	331
25	新規	健康宣言事業所向け喫煙対策ポスターの作成	306
26	継続	事業所（業態別）カルテの作成	2,112
27	新規	まいど！健康サポート 職場の健康づくりサポート事業	435
28	新規	特定保健指導契約健診機関向け研修会（集合・オンデマンド）	715
29	新規	健康宣言でタバコ対策を選択した事業所に対する禁煙支援	9,020
		その他全般（主に事務経費）	12,856

計	290,060
予算枠	323,414

